

広報

あいづばんげ

7

2012 No.575

表紙の写真は、5月30日に行われたチャレンジデーで、北京五輪陸上日本代表の佐藤敦之選手が、地元坂下小学校の陸上クラブの生徒に指導しているところです。

佐藤選手が動きを実演すると、子どもたちは真剣な眼差しで見っていました。

終了後、フォームなどについて指導を受けている子や握手をして喜ぶ子どもなどみんなとても嬉しそうでした。

CONTENTS ~今月の内容~

表紙「佐藤敦之選手 坂下小で陸上指導！」

2 地域給付金～申請から受給まで～

4 今年も節電へのご協力をお願いします！

6 保険証が変わります！後期高齢者医療制度

7 夏だ！祭りだ！軽トラ市だ！

8 いにしえ街道マラソン大会2012

9 町史編さんだより

10 図書室だより

11 まちの話題

12 お知らせ版インフォメーション

22 健康づくり・すこやか

23 7月の保健ガイド・戸籍の窓口 外

24 チャレンジデー 強敵秋田県五城目町に勝利！

地域給付金の給付について

？ 地域給付金ってなに？

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故による、ブランド・イメージの低下、偏見、風評などによる被害の回復に向け、多様なブランド・イメージ回復活動を行う地域住民へ給付金を給付するものです。

？ 誰に支払われるの？

給付の対象となる方は、「平成23年3月11日時点において、会津坂下町に生活の本拠（※）としての住居があった方」です。外国人の方も含まれます。

なお、給付金は世帯ごとに一括して給付します（原則的には、世帯主の口座への振込みとなります）。

※生活の本拠…生活に最も深い一般的な生活の場所で、居住している事実が必要です。
一時的に居住していた方（出張や里帰り出産など）や、住民の登録があっても実際の生活の本拠が別にある方（学生など）は対象とはなりません。

？ 金額はいくら？

子ども・妊婦	その他の方
1人につき20万円	1人につき4万円



※子ども…平成23年3月11日時点で18歳以下だった方（H4.3.12～H23.3.11生まれの方）及び平成23年3月12日～平成23年12月31日までの間に誕生した方（ただし、母親の生活の本拠が、平成23年3月11日時点で会津坂下町内にあることが条件となります。）

※妊婦…平成23年3月11日～平成23年12月31日までの間に妊娠していた期間があった方

？ 申請の期間は？

申請の受付期間は「平成24年7月10日～平成24年12月10日まで」の5か月間です。



！ 振り込め詐欺にご注意ください！

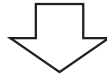
給付金の支給をよそおった「振り込め詐欺」にご注意ください。
給付金の支給のために、町民の皆さまに手数料などの振込みをお願いすることはございません。



申請から受給までの流れ

申請書類の送付

7月上旬に、対象となる方（世帯ごと）に対し、町から申請書類を郵送します。
※平成23年3月11日現在の住民登録を基に名簿を作成します。



申請書類の記入・添付書類の準備

申請書類には、申請書のほかに記入例も同封しますので、よくお読みになりもれなく記入、押印をお願いします。記入漏れなどがあった場合は、給付が遅れる場合がございます。

また、添付する書類をご準備ください。

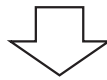
○通帳のコピー（口座振替の場合）

○妊婦に該当する方は、妊娠していたことを証明する書類（母子手帳のコピーなど）

※役場・公民館では無料でコピーできます。

※代理人による申請や、相続人による申請は別途書類が必要となりますので、申請書に記載されている添付書類一覧を参考に、関係書類をご準備願います。

※不明な点があれば、下記の給付金コールセンター（TEL 84-1414）まで問い合わせください。
（通話料はご負担願います）



申請書類の提出

郵送による提出…申請書類に同封されている返信用封筒により郵送してください。

窓口へ直接提出…会津坂下町役場 北庁舎1階に地域給付金対策室を設置しますので、こちらの窓口に書類をお持ちください。

（窓口受付時間 午前8時30分～午後5時15分 7月中は土・日・祝日も受け付けます。）



給付の決定

申請いただいた書類を審査し、給付が決定された方には、町から決定通知書を郵送します。



給付金の給付

申請いただいた口座へ振り込み、または、窓口にて給付します。給付金は世帯ごとに一括して給付します。初回の給付は8月上旬を予定しています。

なお、窓口での給付を希望される方は、給付時期が遅れますのでご了承願います。

※お願い

給付金は、申請を受領後、審査が終了した順に決定通知を発送し給付しますが、受付から1か月程度の処理期間をいただきます。

なお、申請書に記入漏れがあった場合、添付書類が不足していた場合、申請内容の確認が必要な場合などは、通常より事務処理に時間がかかりますので、あらかじめご了承願います。

▼問い合わせ先

会津坂下町地域給付金コールセンター TEL 84-1414（通話料はご負担願います）

受付時間 平成24年7月10日～8月31日まで（土・日・祝日含む）午前9時～午後6時

今年も節電への ご協力をお願いします!



原発の停止等により、東北電力管内においては、昨年同様の節電を行わない場合、大規模な停電が発生するおそれがあります。それを回避するため、大きな電力を使う事業所には電力の削減要請をするなど国を挙げて、節電に向けての努力を行っております。

家庭や事業所での電力需要は7割を占めており、町民皆さんの協力が不可欠と考え、昨年同様、節電への取り組みを実施いたします。皆様のご協力をお願いいたします。

概要

目標 **ピーク時電力 H22年比 △15%の節電**
7/2～9/28 9時～20時

役場での取組

- ①公共施設の節電を実施
 - ・エアコンの使用削減のため、グリーンカーテンやクールビズを実施します。
- ②具体的な節電方法の紹介
 - ・町内の家庭、事業所に向けた具体的な節電方法を周知します。

家庭での取組

- ①グリーンカーテン等の暑さ対策を中心とした取組
 - ・エアコン使用の削減をめざし、涼しく生活する工夫を実践しましょう。
- ②家庭内節電への取組
 - ・電気だけでなく、環境にやさしい暮らしのため紙、ゴミ、燃料の削減に努めましょう。

事業所での取組

- ①事業所、小売店向けの節電の実施
 - ・来店者向け節電ポスターの掲示や店舗での具体的な取り組みを実践しましょう。
 - ・節電だけでなく、環境にやさしい職場づくりのため光熱水費の削減に努めましょう。

||||| 役場での取組みも始まっています。 |||||

エアコン使用削減のため
グリーンカーテンの実施



電灯間引きの実施

コピー機器類の待機時間短縮

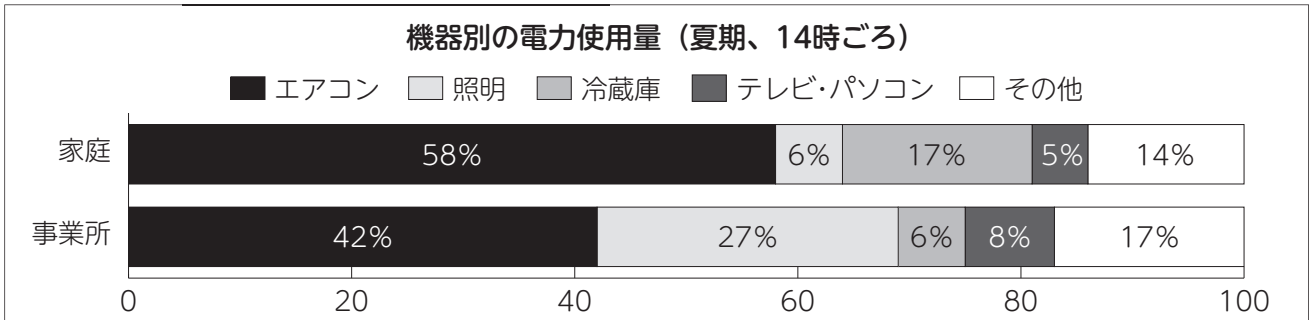


ご不便をおかけすることもあるかと思いますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

Save 15%, Save Japan

節電のヒント

～快適に節電を行うために～



I エアコンの節電を行うために ～設定温度は28度に～

エアコンの設定温度を2度上げると10%の節電となります。以下の方法で、涼しく過ごし、設定温度を上げたり、使用時間を削減したりして節電をしましょう。

①窓から入る熱を防ぎましょう

- ・よしずを立て掛けたり、すだれ・シェードを窓に取り付けて、窓の外側に風通しの良い日陰を作りましょう（室内のブラインドや遮光カーテンでも効果があります）。
- ・植物を窓際に置きましょう。植物から出る水分が涼しい空気を作ります。

②風を利用しましょう

- ・風が体に当たると、体感温度が2度～3度下がります。扇風機やサーキュレーターを利用して風が当たるようにしましょう。

③衣類や寝具を工夫しましょう

- ・風通しの良い服のほうが涼しく感じるので、服装も工夫しましょう。また、寝ゴザや冷却パットを利用すると快適に寝ることができます。

II 照明の節電を行うために ～照明も削減しましょう。～

①昼間の照明は消して、夜間でもできるだけ照明を減らしましょう。

- ・電灯を間引く、家族みんな同じ部屋で過ごすなど、節電をしましょう。

②電力消費の少ないLED電灯に交換するのも有効です。

III その他の機器の節電を行うために ～使い方を見直したり、時間をずらしましょう。～

①冷蔵庫は、設定を「強」から「中」にしましょう。

- ・開ける時間や回数を少なくし、食品を詰め込まないようにしましょう。

②テレビやパソコンは、明るさを落としたり、音量を低くしましょう。

- ・長い時間使わないときは、主電源から消しましょう。

③大きな電力を使う機器は、早朝や夜に使うようにしましょう。



洗濯機



炊飯器



食器乾燥機



衣類乾燥機



電子レンジ




電気ポット

▼問い合わせ先 戸籍環境班 (9番窓口) TEL 84-1500

後期高齢者医療制度に加入されているみなさんへ

8月1日から、 保険証が新しくなります！

現在お使いの保険証は、平成24年7月31日で有効期限となるため、使えなくなります。
7月中に新しい保険証(ピンク色)を郵送しますので、8月1日からはそちらをご使用ください。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成25年7月31日	
被保険者番号	01234567
被保険者	住所 会津坂下町〇〇1-1
	氏名 男
	生年月日 昭和××年〇月△日
資格取得年月日	平成☆☆年〇月△日
発行期日	平成☆☆年〇月△日
交付期日	平成24年8月1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号 並びに保険者の 名称及び印	39074216 福島県後期高齢者医療広域連合 

有効期限は
平成25年7月31日まで

用紙の色は
オレンジ ⇒ ピンク
に変わります！

医療機関の窓口での
負担割合です。
ご確認ください。



限度額適用・標準負担額減額認定証の発行について

同一世帯の全員が住民税非課税の方は、申請すると「限度額適用・標準負担額減額認定証」を受け取ることができます。

もし入院した時、この証を医療機関に提示すると、食事代が右表の負担額までに減額されます。

外来でも医療機関の窓口での支払いが限度額までとなります。該当すると思われる方は、役場保険年金班(⑤番窓口)に申請してください。

世帯区分		食事代 (1食あたり)
一般(下記以外の方)		260円
低所得者Ⅱ (※1)	90日までの入院	210円
	90日を超える入院	160円
低所得者Ⅰ(※2)		100円

※1 世帯の全員が住民税非課税の方

※2 世帯の全員が非課税で、かつ年金収入80万円以下などの方

▼問い合わせ先 保険年金班(⑤番窓口) TEL 84-1513